埼医医事第２５２４号
令和３年２月２５日

各郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　登　坂　　薫）

新型コロナウイルス感染症に対応する休業補償制度のご案内について

日頃から本会の運営に格段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、本日２月２５日（木）の郡市医師会長会議にて報告させていただきましたとおり、日本医師会に加え、損保３社が保険制度を設けておりますのでお知らせさせていただきます。
貴会管下の医療機関へご周知くださるようお願い申し上げます。
また、損保３社の保険にご興味がありましたら、別紙連絡票をＦＡＸにてお知らせくださいますよう申し添えさせていただきます。

記

１．補償内容　新型コロナウイルス感染症に対応する休業補償

２．加入手続　損保３社に加入等の意思がある場合は、別紙連絡票に必要事項をご記入のうえ、ＦＡＸでお知らせください。
ＦＡＸ受付後、ご希望の保険会社（もしくは代理店）からご連絡いたします。
（※詳細については、その際にご確認ください。）

担　当　埼玉県医師会医事･福祉課　古戸、星野、佐野
電　話　０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ　０４８－８２２－８５１５

埼加八潮医師会
収受
3,3,-1
第1406号

別　紙

埼玉県医師会　医事・福祉課あて

ＦＡＸ　０４８－８２２－８５１５

埼玉県医師会　保険の加入等連絡票

下記の欄に○印及び氏名等ご記入のうえ、ＦＡＸをお願いします

保険種類	新型コロナウイルス感染症に対応する休業補償制度
希望する保険会社	損害保険ジャパン　・東京海上日動火災　・　三井住友海上火災
内　容	保険加入希望　・　見積希望
会員氏名	
医療機関名	
医療機関所在地	〒 埼玉県 電　話 ＦＡＸ
ご担当者名	

本連絡票を受付後、ご希望の保険会社の代理店からご担当者様にご連絡させていただきます。

新型コロナウィルス感染症に対応する休業補償制度のご案内（医療施設対応）

埼玉県医師会

補償制度・保険名称 団体・保険会社	補償開始日	補償対象	補償内容	掛金・保険料 （例）売上高８千万円、診療日２２日/月、粗利益４０％（日額約１２万円）の場合	補償額	加入方法	特徴（左記内容要約） ①院長が罹患した場合	 ②対象支払日・対象期間	 ③支払い限度額
休業補償制度 （休業損害補償保険） 日本医師会	1/1以降	会員が開設・管理する医療施設	休診日を含む連続7日間以上閉院（もしくは外来閉鎖） の休業損失を補償	病院・診療所にかかわらず 一施設48,000円/年	1施設：100万円(一時金) ※施設単位で加入可能	専用Webページにて手続き ※12月開設予定 掛金を日医指定口座に振込	連続７日以上の休業で補償あり	連続7日以上の休業が対象	一時金１００万円
企業総合補償保険 （休業損失補償条項に食中毒・感染症補償特約を付帯） 損保ジャパン	各ご契約ごとに異なります	保険の対象とした会員の医療施設	休業２日目以降に対して、１事故あたり14日間を限度、かつ、500万円を支払限度額として休業損失を補償 ※ 保健所等による消毒・隔離指示等が行われ、消毒・その他の処置を行った時点で、20万円を内払い	1級（ｺﾝｸﾘｰﾄ等）：16,670円 2級（鉄骨等）：22,780円 3級（木造等）：30,080円	1事故：500万円を上限 ※一時金ではなく実際の収益減少額をもとに支払保険金を算出します	埼玉県医師会にお問い合わせください （損保会社が対応します）	消毒終了日まで	休業２日目から（休業１日のみは除外）→最長１４日間	休業２日目から休業が終了するまで（１４日間を限度に）１日当たり１２万円支給。 ただし５００万円（消毒費用含む）が限度。
超ビジネス保険 （休業補償） 東京海上	随時	医療施設	新型コロナ感染症等に汚染、またはその疑いがある場合の休業損失や各種費用（消毒費等）を補償。 ●保険の対象となる施設に滞在していた者が感染症の陽性判定され、かつ、陽性判定発覚後に被保険者から保健所へ連絡された場合 （※感染者が発生しているかどうか不明な段階での保健所への連絡は対象外です） および、 ●被保険者から保健所へ連絡した際、実態をヒアリングした保健所から消毒の必要性について（指導・助言）があった場合に補償されます。（※被保険者側の自主的な判断による消毒は対象外です）	26,880円/年	最長15 日間 休業損失 500万円限度 消毒や検査費用等100万円限度	埼玉県医師会にお問い合わせください （損保会社が対応します）	消毒終了日まで	休業１日目から→最長１５日間	休業初日から休業が終了するまで（１５日間を限度に）１日当たり１２万円支給。 ただし５００万円（休業損失）と１００万円(消毒費用）が限度。
ビジネスキーパー （休業損害条項） 三井住友海上	1/1以降	会員が開設・管理する医療施設	感染症に罹患した者が施設または施設が所在する建物等にいたこと等により、対象施設が、感染症の病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置を行った場合 ※行政機関からの要請等による営業自粛などは対象外 ■休業補償の日額を一口１万円として１日あたりの粗利益の額を限度に設定（200口が限度） ・ご契約の口数（一口1万円）×休業日数＝支払保険金	1級（ｺﾝｸﾘｰﾄ等）：7,650円 2級（鉄骨等）：9,740円 3級（木造等）：13,770円	○支払限度額：500万円 ○補償限度期間：14日間 （１日目から１４日目までの期間を補償） ※施設単位で加入	埼玉県医師会にお問い合わせください （損保会社が対応します）	１４日間の補償あり	休業１日目から→最長１４日間	休業初日から休業が終了するまで（１４日間を限度に）１日当たり１２万円支給。 ただし５００万円（消毒費用含む）が限度。

※保険料は一例です。日本医師会以外、損保会社３社は売上高（粗利益）に応じて保険料・支払額が変わります。

※全てのタイプで外部業者による消毒が必要となります。